

長崎県立大学附属図書館運営委員会規程

〔平成 23 年 4 月 1 日〕
規程第 15 号

改正 平成 27 年 3 月 3 日規程第 9 号

改正 平成 28 年 3 月 1 日規程第 13 号

(設置)

第 1 条 長崎県立大学学則（平成 20 年規則第 1 号）第 14 条及び長崎県立大学附属図書館規程（平成 20 年規則第 24 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、長崎県立大学に附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正[平成 27 年規程第 9 号]

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 附属図書館の事業計画に関する事項
- (2) 学術リポジトリに関する事項
- (3) その他附属図書館運営に関する重要事項

(意見)

第 3 条 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第 13 条第 3 項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第 13 条第 4 項に基づき意見を述べることができる。

追加[平成 27 年規程第 9 号]

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 各校附属図書館長
- (3) 第 8 条第 2 項第 2 号に規定する委員の中から各学部より選出された者 各 1 人
- (4) 大学事務局図書課長
- (5) シーボルト校事務局図書課長

一部改正[平成 27 年規程第 9 号、平成 28 年規程第 13 号]

(任期)

第 5 条 前条第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(各校委員会)

第8条 各校に、当該キャンパスの附属図書館に関して次に掲げる事項を審議し、又は実施するために各校委員会を置く。

- (1) 図書及び学術資料の収集・購入計画に関する事項
 - (2) 学術リポジトリに関する事項
 - (3) その他図書館運営に関する事項
- 2 各校委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 附属図書館長
 - (2) 各学科から選出された教員 各1人
 - (3) 図書課長
 - 3 前項第2号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 各校委員会に各校委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。
 - 5 各校委員長は各校委員会の会務を総理する。
 - 6 その他各校委員会に関して必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第9号、平成28年規程第13号]

(部会)

第9条 委員会及び各校委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第9号]

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 各校委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の各校委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

一部改正[平成27年規程第9号]

(報告)

第11条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

- 2 各校委員長は、必要に応じ、各校委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

一部改正[平成27年規程第9号]

(事務)

第12条 委員会の事務は、事務局図書課において行う。

- 2 各校委員会の事務は、当該キャンパスの図書課において行う。

一部改正[平成27年規程第9号]

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会及び各校委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成 27 年規程第 9 号]

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(旧規程の廃止)
- 2 長崎県立大学学術リポジトリ専門委員会規程（平成 21 年規程第 2 号）は廃止する。
(旧大学委員会規程の廃止)
- 3 定款附則第 2 項に定める長崎県立大学の収書委員会規程及び県立長崎シーボルト大学の附属図書館運営委員会規程は廃止する。
(経過措置)
- 4 前項に規定する大学（以下「旧大学」という。）が存続する間は、前項により廃止された旧大学の各委員会規程において定められた当該委員会の所掌事項は、第 7 条に定める各校委員会が行うものとする。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日規程第 9 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(任期)
- 2 平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 5 条第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日規程第 13 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(学部学科再編に伴う経過措置)
- 2 学則の一部を改正する規則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 7 号）による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第 8 条第 2 項第 2 号の規定は適用しない。